

特別緑地 保全地区 指定の流れ

指定前



緑地保全検討

所有する緑地を将来に継承していききたい!という思いがある。

相談

区市町村と所有する緑地の保全方法について相談を行う。



手続

特別緑地保全 地区指定検討

東京都又は区市町村が特別緑地保全地区の要件等を満たしているか検討する。

- ・現地確認
- ・測量
- ・関係権利者の意向確認など



指定

東京都又は区市町村の決定を経て、特別緑地保全地区に指定される。

都市計画法に基づく手続

- ・縦覧
- ・都市計画審議会への付議・答申
- ・告示



指定後

標識設置 維持管理

指定後は、特別緑地保全地区である旨を表示した標識が設置され、緑地の維持管理を行っていく。

もしもの場合も・・・

相続等の諸事情により
緑地の維持が困難

建築行為等に対する
不許可処分
(左頁参照)

管理協定締結

国等の
補助金

買取

買取希望がある場合は、その旨を東京都又は特別区に申し入れ、手続を行う。

